

【表紙】

【提出書類】 公開買付届出書の訂正届出書

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 2026年2月19日

【届出者の氏名又は名称】 ECM マスター ファンド SPV 3  
(ECM Master Fund SPV 3)

【届出者の住所又は所在地】 ケイマン諸島、グランド・ケイマンKY1-1111、クリケット・スクエア、ハッチンズ・ドライブ、私書箱2681、コンヤース・トラスト・カンパニー(ケイマン)リミテッド気付  
(Conyers Trust Company (Cayman) Limited, Cricket Square, Hutchins Drive, PO Box 2681, Grand Cayman KY1-1111, Cayman Islands)

【最寄りの連絡場所】 該当事項ありません。

【電話番号】 該当事項ありません。

【事務連絡者氏名】 該当事項ありません。

【代理人の氏名又は名称】 弁護士 山田 洋平

【代理人の住所又は所在地】 東京都港区南青山2丁目24番11号 フォーラムビルディング  
大江・山田法律事務所

【最寄りの連絡場所】 東京都港区南青山2丁目24番11号 フォーラムビルディング  
大江・山田法律事務所

【電話番号】 (03)6438 - 9175  
(公開買付けの応募手続等に関するお問い合わせは、公開買付代理人(立花証券株式会社：フリーコール((0120)192-460)にお願いします。)

【事務連絡者氏名】 弁護士 曾山 遼介

【縦覧に供する場所】 株式会社東京証券取引所  
(東京都中央区日本橋兜町2番1号)

(注1) 本書中の「公開買付者」とは、ECM マスター ファンド SPV 3をいいます。

(注2) 本書中の「対象者」とは、株式会社ソフト99コーポレーションをいいます。

(注3) 本書中の「法」とは、金融商品取引法(昭和23年法律第25号。その後の改正を含みます。)をいいます。

(注4) 本書中の記載において、日数又は日時に記載がある場合は、別段の記載がない限り、日本国における日数又は日時を指すものとします。

(注5) 本書の提出に係る公開買付け(以下「本公開買付け」といいます。)は、日本の金融商品取引法で定められた手続及び情報開示基準に従い実施されるものです。

## 1 【公開買付届出書の訂正届出書の提出理由】

対象者より、2026年2月17日付けで「その他の関係会社であるECM マスター ファンド SPV 3による当社株式に対する公開買付けに関する賛同の意見表明及び応募推奨のお知らせ」と題するプレスリリースが公表されたことに伴い、公開買付者が2026年1月22日付けで提出した公開買付届出書の一部に訂正すべき事項が生じたので、これを訂正するため、法第27条の8第2項の規定により、公開買付届出書の訂正届出書を提出するものであります。

## 2 【訂正事項】

### 第1 公開買付要項

#### 3 買付け等の目的

(1) 本公開買付けの概要

(2) 本公開買付けの実施を決定するに至った背景、理由及び意思決定の過程

本公開買付けの背景等

### 第4 公開買付者と対象者との取引等

2 公開買付者と対象者又はその役員との間の合意の有無及び内容

## 3 【訂正前の内容及び訂正後の内容】

訂正箇所には下線を付しております。

## 第1 【公開買付要項】

### 3 【買付け等の目的】

#### (1) 本公開買付けの概要

(訂正前)

< 前略 >

なお、公開買付者が本公開買付けの実施を決定するに至った経緯に関する詳細については、「(2) 本公開買付けの実施を決定するに至った背景、理由及び意思決定の過程」「本公開買付けの背景等」をご参照下さい。

(訂正後)

< 前略 >

なお、公開買付者が本公開買付けの実施を決定するに至った経緯に関する詳細については、「(2) 本公開買付けの実施を決定するに至った背景、理由及び意思決定の過程」「本公開買付けの背景等」をご参照下さい。

対象者が2026年1月23日付けで公表した「その他の関係会社であるECM マスター ファンド SPV 3による当社株式に対する公開買付けに関する意見表明(留保)のお知らせ」(以下「2026年1月23日付け意見表明留保プレス」といいます。)及び対象者が同月28日付けで関東財務局長に提出した意見表明報告書(以下「2026年1月28日付け意見表明報告書」といいます。)によれば、対象者は同月23日開催の対象者取締役会において、当該時点においては本公開買付けに対する意見の表明を留保する旨を決議しておりましたが、その後、対象者が2026年2月17日付けで公表した「その他の関係会社であるECM マスター ファンド SPV 3による当社株式に対する公開買付けに関する賛同の意見表明及び応募推奨のお知らせ」(以下「2026年2月17日付け賛同意見表明プレス」といいます。)によれば、対象者は、同日開催の対象者取締役会において、本公開買付けに対して賛同の意見を表明するとともに、対象者の株主の皆様に対して本公開買付けに応募することを推奨する旨を決議したとのことです。なお、当該取締役会決議の詳細については、2026年2月17日付け賛同意見表明プレスをご参照ください。

#### (2) 本公開買付けの実施を決定するに至った背景、理由及び意思決定の過程

本公開買付けの背景等

(訂正前)

< 前略 >

そこで、ECMは、2026年1月19日付けで、対象者に対し、対象者普通株式1株当たりの買付け等の価格を第1回公開買付価格と同額の4,100円として本公開買付けを実施することに関して、意向表明をいたしました。その後、本書提出日現在において、本公開買付けについて、対象者取締役会及び対象者の特別委員会の委員との面談は実現しておらず、本公開買付けにおいて対象者取締役会の賛同及び応募推奨を得られる見込みについては明らかではありません。しかしながら、上述のとおり、公開買付者グループとしては、本公開買付けの実施が遅れることにより、第1回公開買付けに応募しなかった対象者の株主を含む対象者の少数株主の地位が不安定な状態のまま放置される事態が生じることを避けるべきであると考え、本公開買付けに対する対象者取締役会の賛同・応募推奨を得られる見込みが明らかでない状況であっても、1月22日をもって本公開買付けを開始することといたしました。

(訂正後)

< 前略 >

そこで、ECMは、2026年1月19日付けで、対象者に対し、対象者普通株式1株当たりの買付け等の価格を第1回公開買付価格と同額の4,100円として本公開買付けを実施することに関して、意向表明をいたしました。その後、本書提出日現在において、本公開買付けについて、対象者取締役会及び対象者の特別委員会の委員との面談は実現しておらず、本公開買付けにおいて対象者取締役会の賛同及び応募推奨を得られる見込みについては明らかではありません。しかしながら、上述のとおり、公開買付者グループとしては、本公開買付けの実施が遅れることにより、第1回公開買付けに応募しなかった対象者の株主を含む対象者の少数株主の地位が不安定な状態のまま放置される事態が生じることを避けるべきであると考え、本公開買付けに対する対象者取締役会の賛同・応募推奨を得られる見込みが明らかでない状況であっても、1月22日をもって本公開買付けを開始することといたしました。

対象者が2026年1月23日付けで公表した2026年1月23日付け意見表明留保プレス及び対象者が同月28日付けで関東財務局長に提出した2026年1月28日付け意見表明報告書によれば、対象者は同月23日開催の対象者取締役会において、当該時点においては本公開買付けに対する意見の表明を留保する旨を決議しておりましたが、その後、対象者が2026年2月17日付けで公表した2026年2月17日付け賛同意見表明プレスによれば、対象者は、同日開催の対象者取締役会において、本公開買付けに対して賛同の意見を表明するとともに、対象者の株主の皆様に対して本公開買付けに応募することを推奨する旨を決議したとのことです。なお、当該取締役会決議の詳細については、2026年2月17日付け賛同意見表明プレスをご参照ください。

## 第4 【公開買付者と対象者との取引等】

### 2 【公開買付者と対象者又はその役員との間の合意の有無及び内容】

(訂正前)

該当事項はありません。

(訂正後)

#### (1) 本公開買付けへの賛同

対象者が2026年2月17日付けで公表した2026年2月17日付け賛同意見表明プレスによれば、対象者は、同日開催の対象者取締役会において、本公開買付けに対して賛同の意見を表明するとともに、対象者の株主の皆様に対して本公開買付けに応募することを推奨する旨を決議したとのことです。